
「耐食性コンクリート製品が下水協Ⅱ類に」

(社)日本下水道協会理事兼技術部長

佐伯 謹吾

日本下水道新聞 2010.3.3

本協会が運営しています認定工場制度では、新規資器材の開発等に柔軟に対応するため、製造者団体等の規格に基づく下水道用資器材に対し、Ⅱ類認定適用資器材とする類別指定を設けております。

類別指定およびⅡ類認定資器材への登録につきましては、本協会に設置しています、「認定工場制度運営委員会」および「下水道用資器材性能確認等審査委員会」において、製造者団体等の規格が本協会の定める登録基準に合致しているか並びにⅡ類認定資器材としての性能を満足しているか等について、厳重な調査審議を行っております。

このたび、Ⅱ類認定適用資器材の一つである「下水道用耐食性鉄筋コンクリート管」の名称を「下水道用耐食性コンクリート製品」へ変更しました。また、これまでは、防食剤を添加した鉄筋コンクリート管だけを認定対象にしておりましたが、下水道事業者からの要望が多く寄せられていたことから、防食剤を添加したコンクリート製のマンホールおよびミニシールド工法用のセグメントも認定対象となるように適用を拡大しました。

コンクリートの腐食は、適切な対応をはからずに放置すると、不可逆的に進行し、コンクリート構造物の耐久性・安全性に問題が生じます。

耐食性コンクリート製品の特性を活かすことにより、下水道管路施設の耐久性・安全性の向上やライフサイクルコストの低減をはかり、より効率的かつ効果的な下水道管路施設の構築に活用されることを期待しています。